

時価等情報

■ 有価証券関係

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和3年9月期			令和4年9月期		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	6,963	7,064	100	3,848	3,904	56
	社債	950	962	12	500	508	8
	小計	7,913	8,027	113	4,348	4,413	65
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,700	1,696	△ 3	2,610	2,592	△ 17
	小計	1,700	1,696	△ 3	2,610	2,592	△ 17
合 計		9,613	9,723	109	6,958	7,006	47

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-

3. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和3年9月期			令和4年9月期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,969	3,807	8,162	11,077	4,167	6,909
	債券	92,946	92,294	652	44,833	44,605	228
	国債	41,410	41,144	266	18,106	18,015	90
	地方債	35,747	35,491	255	19,067	18,981	85
	社債	15,788	15,658	130	7,659	7,608	51
	その他	-	-	-	-	-	-
小計	104,916	96,102	8,814	55,911	48,773	7,137	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	662	762	△ 100	326	382	△ 55
	債券	21,260	21,337	△ 76	81,637	82,709	△ 1,072
	国債	3,009	3,020	△ 10	37,809	38,294	△ 485
	地方債	17,512	17,578	△ 66	42,029	42,599	△ 569
	社債	737	738	△ 0	1,798	1,815	△ 17
	その他	350	352	△ 1	350	351	△ 0
小計	22,273	22,452	△ 178	82,315	83,443	△ 1,128	
合 計		127,190	118,554	8,635	138,226	132,216	6,009

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	45	45
組合出資金	114	352

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前中間期における減損処理はありません。

当中間期における株式の減損処理額は、20百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期	令和4年9月期
評 価 差 額	8,635	6,009
その他有価証券	8,635	6,009
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△ 2,632	△ 1,831
その他有価証券評価差額金	6,003	4,177

デリバティブ取引

令和3年9月期および令和4年9月期

■ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

■ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。